

スポットワーク人材確保補助金 募集要綱

令和7年4月

産業経済局地域経済振興部

雇用・産業人材政策課

【1.目的】

スポットワーク人材確保補助金(以下「補助金」という。)は、人件費高騰等の影響により、人材不足の課題を抱える市内企業に対し、短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービスを利用した際に支払う手数料の一部を補助することで、新たな雇用を創出し、地域経済の振興及び市内企業の人手不足解消に寄与することを目的とする。

【2. 補助対象事業者】

スポットワーク人材確保補助金交付要綱に規定する、以下の要件をすべて満たすもの。

- (1)北九州市内に事業所があること。
- (2)スポットワーク仲介サービスを利用して、雇用契約を締結した者の就業場所が北九州市内であること。
- (3)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第2項に規定する中小企業者等並びに同法上に規定のない法人又は組合で市長が特に認める者。(表1参照)
- (4)国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。)をした事業者でないこと。
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる事業者でないこと。
- (7)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (8)同一の申請内容で他の機関(国、地方自治体、公益財団法人等)から他の補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。
- (9)市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等、補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

表1 業種・組織形態別 補助対象者一覧表

業種・組織形態	補助対象者
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨組合、連合会	中小企業経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会
⑩医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100名以下の者
⑪社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫財団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

【3.補助対象経費】

補助対象経費は、スポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立したことへの対価として支払った手数料とする。

※スポットワーク仲介サービス利用対象期間内にサービスを利用した手数料となります。人件費や交通費は含まれませんので、ご注意ください。また、消費税及び振込手数料を差し引いたものとします。

※補助対象経費に消費税等が含まれると、補助金受領後に行う確定申告の際、補助対象事業者の事務手続きの煩雑化が予想されます。そのため、消費税額及び地方消費税額、並びに振込手数料は補助対象経費から除外して、実績報告を行ってください。

※補助金の額に小数点以下の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。

【4. 補助率・補助額】

補助率、補助上限額は次のとおりです。

- (1) 補助率: 1/2
- (2) 補助上限額: 1事業者につき30万円

【5. 交付申請】

(1) メール本文に必要事項を記載するとともに、必要書類を添付し、提出先アドレスへ送付してください。

(ア) 必要事項(送信メール本文に入力)

- ① 法人種別(法人・個人事業主)
- ② 会社名、会社所在地
- ③ 代表者氏名(個人事業主の場合、屋号、氏名)
- ④ 担当者名
- ⑤ 常用従業員数
- ⑥ 資本金(個人事業主の場合は0と入力)
- ⑦ 電話番号
- ⑧ 事業者 HP の URL(ある場合のみ記載)

(イ) 様式第1号、2号(様式をダウンロードして記載)

※北九州市のホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/09801348_00001.html

(ウ) 北九州市内に事業所を有していることが確認できる書類(営業許可証等)の写し

(エ) 納税証明書の写し(申請前3カ月以内に発行されたものをご提出ください)

(オ) 分類(法人または個人事業主)に応じた書類の写し(表2参照)



(2) メールの件名は以下の例を参考にする。

件名: ○月○日 会社名: 株式会社○○ スポットワーク人材確保補助金 **交付申請** について
※電子メールの利用が困難な場合は、郵送での対応も可能です。

(3) 提出先

(事務局)

〒802-0003 北九州市小倉北区米町 1-1-7 小倉駅前奥田ビル 5 階

(株)アソウ・ヒューマニーセンター 北九州支店

<TEL> 093-541-1700

<E-mail> spotwork@ahc-net.co.jp

(4) 交付申請期間: 令和7年5月15日9時～令和7年12月12日17時

※補助金の予算上限に達した場合、交付申請を締め切らせていただきます。

※交付申請は1事業者で1件とします。

表2 分類(法人または個人事業主)に応じた書類の写し

必要書類	分類	
	法人	個人事業主
様式第1号	○(共通で必要な書類)	
様式第2号		
北九州市内に事業所を有していることが確認できる書類(※営業許可書、登記簿謄本、賃貸借契約書など)の写し		
納税証明書の写し(申請前3カ月以内に発行されたもの)		
収受日付印(電子申告の場合は相当するもの)の付いた確定申告書の写し		
履歴事項全部証明書の写し	○	—
個人事業の開業・廃業等届出書の写し	—	○

※確定申告書は全ページ必要となります。

【6. 交付決定】

交付申請内容及び必要書類を審査後、補助対象事業者に対して「スポットワーク人材確保補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)」を送付します。

【7. スポットワーク仲介サービス利用対象期間】

次の期間において、スポットワーク仲介サービスを利用した際の手数料を補助対象とする。
スポットワーク仲介サービス利用対象期間: 令和7年7月1日～令和7年12月31日

<補助対象外のもの>

- 同一事業者とみなす法人・個人・組合(※1)からの重複した申請
- その他、補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用する者

※「同一事業者とみなす法人・個人・組合」は次の①～③のいずれかに該当する者としてします。

- ① グループ会社や関連(関係)会社
- ② 同一人物が役員等を兼務し、議決権の保有等により財務・営業・事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる企業・事業主・組合
- ③ その他、事業実態に鑑みて北九州市が同一事業者と判断する者

【8. 実績報告】

(1)スポットワーク仲介サービスを利用し、手数料を支払った後、提出先アドレスに必要書類を添付し、送付してください。

(2)必要書類



- ①様式第5号、6号(様式をダウンロードして記載)
 ※北九州市のホームページからダウンロードしてください。
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/09801348_00001.html
 ②スポットワーク仲介サービス事業者に支払う手数料の内訳が分かる書類の写し
 ③スポットワーク仲介サービスの利用内容がわかる書類の写し(事業者からの請求書または支払明細書の写し等)
 ④スポットワーク仲介サービス事業者への支払い完了を証する書類(通帳等)の写し
 ⑤請求書(市様式)(様式をダウンロードして記載)
 ※北九州市のホームページからダウンロードしてください。

(3)メールの件名は以下の例を参考にすること。

件名:〇月〇日 会社名:株式会社〇〇 スポットワーク人材確保補助金**実績報告**について
※電子メールの利用が困難な場合は、郵送での対応も可能です。

(4)提出先
 (事務局)

〒802-0003 北九州市小倉北区米町 1-1-7 小倉駅前奥田ビル 5 階
 (株)アソウ・ヒューマニーセンター 北九州支店
 <TEL>093-541-1700
 <E-mail>spotwork@ahc-net.co.jp

(5)実績報告期限:令和8年1月20日17時

※実績報告は1事業者で1件とします。

※実績報告額は、「スポットワーク人材確保補助金交付決定通知書(様式第3号)」で通知された交付決定額以内とすること。

★参考★ 実績報告提出書類一式

必要書類	分類	
	法人	個人事業主
様式第5号	○(共通で必要な資料)	
様式第6号		
スポットワーク仲介サービス事業者に支払う手数料の内訳がわかる書類の写し		
スポットワーク仲介サービスの利用内容がわかる書類(スポットワーク仲介サービス事業者からの請求書または支払い明細書等)の写し		
スポットワーク仲介サービス事業者への支払い完了を証する書類(通帳等)の写し		
請求書(市様式)		

【9. 補助金額の確定及び支払い】

(1)実績報告に基づき対象経費の審査を行い、実績報告の内容が適切と判断されれば、「スポットワーク人材確保補助金交付確定通知書(様式第7号)」により交付する補助金額を通知いたします。

なお、審査を行う上で確認が必要な際には、補助対象事業者に連絡する場合があります。

(2)補助金の交付審査完了後、指定された口座に補助金を支払います。

【10. 補助対象経費の支払い方法】

(1)補助対象経費の支払いは原則として金融機関を利用した口座振込をご利用ください。

(2)現金(現金振込みを含む)・クレジットカード支払い・小切手・手形等による支払いは、補助金執行の適正性確保の観点から原則として認められませんのでご注意ください。

(3)分割及びリボ払いは一切認められません。ただし「現金決済のみ(現金振込み含む)」又は「クレジットカード決済(申請者本人、会社名義、代表者名義に限る)のみ」でしか行えない取引の場合等は、その理由を確認できれば認められる場合があります。

※クレジットカード決済の場合は、スポットワーク仲介サービス利用対象期間内で決済済みであるとともに、令和8年1月末日までに「申請者口座から当該費用の引落としがされていること」が必要となります。ご利用のクレジットカード会社からの引落としが、令和8年2月1日以降となる場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

【11. スケジュール】

時期	内容	
	北九州市	申請者
令和7年5月15日9時～12月12日17時まで (予定) ※予算上限に達し次第、交付申請締め切り	①交付申請受付開始 北九州市のホームページ上に交付申請書等(様式第1、2号)のデータ掲載	②必要事項、交付申請及び関係書類を添付し、メール送付
交付申請後	③交付申請書の内容確認 ④交付決定及び通知	⑤市から交付決定通知書受理
令和7年7月1日～令和7年12月31日		⑥スポットワーク仲介サービスの利用
令和7年8月1日～令和8年1月20日17時まで		⑦スポットワーク仲介サービス事業者と手数料の精算 ⑧市への実績報告及び関係書類を添付し、メール送付
実績報告後	⑨実績報告の内容の審査及び補助金額の確定通知、補助金の支払い	⑩交付確定通知書受理 補助金の受領

【12. スポットワーク仲介サービス事業者】

一般社団法人スポットワーク協会からの補助金事業への参加募集に対し、参加意向を示した次の3社とする。

- (1)株式会社タイミー(タイミー)
- (2)株式会社ベネッセキャリアオス(キャリアオス1DAY)
- (3)株式会社メルカリ(メルカリハロ)

【13. 留意点】

- (1)補助金の交付決定後、交付申請に当たり、偽り等によりその申請内容が不相当と認められた場合、交付決定を取り消すとともに、補助金の返還を命ずることがあります。
 - (2)補助対象事業者は、補助金の経理についてその他の経理と明確に区分し、その支出の事実を明らかにするとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類等を補助金交付日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。
 - (3)申請等において内容確認のため連絡をする場合があります。
 - (4)申請に際しては、本募集要綱の記載内容を必ず確認した上で行ってください。
 - (5)申請前に、添付書類に不備や不足がないことを必ず確認してください。
- ※不備等がある場合は原則、受付できません。

【14. お問合せ先】

(事務局)

〒802-0003 北九州市小倉北区米町 1-1-7 小倉駅前奥田ビル 5 階

(株)アソウ・ヒューマニーセンター 北九州支店

<TEL>093-541-1700

<E-mail>spotwork@ahc-net.co.jp

<受付時間>9:00~17:00(土・日・祝日は除く)

(事業実施主体)

北九州市産業経済局 雇用・産業人材政策課 人材確保係

<TEL>093-582-2419

<E-mail>san-koyou@city.kitakyushu.lg.jp

<受付時間>8:30~17:15(土・日・国民の祝日・年末年始(12月27日~1月4日)は除く)

【参考:交付事務の流れ】

